

人事・労務に役立つ情報満載！

ニュースレター

by 金ちゃん先生



9
2017

発行：トクナガ社会保険労務士事務所

〒561-0862 豊中市西泉丘 1-5-24 URL <http://www.tokunaga-sr.com>

TEL & FAX 06-6850-8110 e-mail bpbzu707@tcct.zaq.ne.jp

発行日：2017年9月04日 発行者：特定社会保険労務士 徳永金三郎

通算第96号



弊所の毎日従業員出勤体制実施のご報告

この6月から従来の三崎に加えてその知人の乾が弊所スタッフに加わっておりますが、研修期間を終えて9月から正スタッフになりました。このことにより、原則三崎が3日間、乾が2日間別の日勤務し、毎週平日5日間、どちらかが9時から14時半頃まで居ることが大半の日になります。

どうぞお気軽にご連絡・ご用命くださいませ。



乾

三崎

耳寄り情報1

予防的労務管理講座その29 『不当解雇対応と予防の指導 その6』

＝村田・岡崎法律事務所 岡崎隆彦先生著 『予防的労務管理』より＝



ア 退職勧奨での円満解決～退職勧奨の上手なやり方の助言・指導

(イ)大規模有力会社の場合 日本アイ・ビー・エム事件 東京高判平 24.10.31 の「RAプログラム」参照

高裁判決は、退職勧奨の態様が、退職に関する労働者の自由な意思形成を促す行為として許容される限度を逸脱し、労働者の退職についての自由な意思決定を困難にするものであったと認められるような場合には不法行為を構成するとしました。従来の場合、「退職勧奨行為の態様」について総合判断がなされてきましたが、本件では、新たな判断枠組みとして、第1次的に「RAプログラムの合理性」(退職勧奨の目的、対象者の選定、退職勧奨の方法・手段)について検討をした後、2次的に退職勧奨の態様(個別の選定の合理性、期間・回数等の具体的な退職勧奨の態様)(退職勧奨行為自体が社会通念上相当とされる範囲を超える態様でなされた否か)を判断すべきとされています。⇒本件は違反はないとして不法行為に基づく損害賠償請求を否定した。

～以上の判断枠組みが今後他の裁判例に影響を与えて類似の判断例が増えて行くかどうか注目されます。～



金ちゃん先生のコメント 判断枠組みが変わると判決結果も微妙に変化することが有り得ますね…。

労働判例

【事件名】地位確認等請求控訴事件

【いわゆる事件名】トーコロ事件

【裁判所名】東京高等裁判所

【裁判年月日】平成9年11月17日

【判決要旨】

役員を含めた全従業員で構成され、会員相互の親睦と生活の向上、福利の増進を図り、融和団結の実をあげることを目的とする親睦団体の代表者が民主的に選出されたとはいえないことなどに照らすと、これと締結した三六協定は無効であり、それを前提とする残業命令も無効であるが、仮に三六協定が有効であるとしても、眼精疲労等の状態にある労働者には残業命令に従えないやむを得ない事由があったとはいえ、残業拒否を解雇事由とすることはできないとされた事例。



【裁判結果】 棄却



金ちゃん先生のコメント「過半数代表者の選出が不適切だと協定等を無効にされる危険性がありますね。」

金ちゃん先生行状記 ～社労士の交流懇親会を「黄門亭」で開催しました～



バーベキュー準備完了！

暑い日が続いています！まだまだビールがおいしく飲める(笑)という居酒屋『黄門亭』が引き続き盛況です。

8月は社労士実務研究会で、各自真面目に発表に向けての打合せを行った懇親会。普段はクールな印象の社労士先達も語って歌って大いこた。」とっていただけました。

この黄門亭での懇親会がきっかけでお互いが打ち解け、新たな業務提携や紹介案件なども発生しています！

皆様もお誘いあわせの上、是非『黄門亭』（完全予約制）へお越しくださいませ♪ なお、標準料金は@4,000円です。



カラオケ歌い放題！



一杯は 心の壁を 取り払い 商談他 宝の山か



◆ゴルフのお誘い等何でもお気軽にご一報下さいませ。 Eメールアドレス bpbz707@tcct.zaq.ne.jp

貴事業所名		ご氏名	
ご住所		Eメール	
T E L		ご要請等ご記入下さい	



平成29年度の地域別最低賃金額改定の目安を公表

今年7月末に開催された第49回中央最低賃金審議会において、平成29年度の地域別最低賃金額改定の目安についての答申が取りまとめられ、公表されました。



【参考】地域別最低賃金額改定に係る目安制度の概要

中央最低賃金審議会は、地域別最低賃金の全国的整合性を図るため、毎年、地域別最低賃金額改定の「目安」を作成し、地方最低賃金審議会に提示しています。この目安は、地方最低賃金審議会審議の参考として示すものでこれを拘束するものではありません。
なお地域別最低賃金額は平成14年度以降時間額のみで示されることになっています。

平成29年度の地域別最低賃金額改定の目安

都道府県の経済実態に応じ、全都道府県をA～Dの4ランクに分けて、引上げ額の目安が提示されました。

ランクごとの引上げ額は、Aランク 26円、Bランク 25円、Cランク 24円、Dランク 22円(昨年度はAランク 25円、Bランク 24円、Cランク 22円、Dランク 21円)。

ランク	都道府県	引上げ額の目安
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	26円
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	25円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡	24円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	22円



今年度の目安が示した引上げ額の全国加重平均は25円(昨年度は24円)であり、目安どおりに最低賃金が決定されれば、最低賃金が時給で決まるようになった平成14年度以降で最高額となる引上げになります。

また、全都道府県で20円を超える目安額となっており、引上げ率に換算すると3.0%(昨年度と同率)となっています。

今後は、各地方最低賃金審議会で、この答申を参考にしつつ、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議の上答申を行い、各都道府県労働局長によって地域別最低賃金額が決定されることとなります。

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2017 (いわゆる骨太方針 2017)」などでも、最低賃金について、「年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1,000円になることを目指す」としています。

豆知識情報

三六協定による時間外・休日労働(労働基準法36条)

三六協定の締結事項(則16条) 三六協定には、次のことを定めなければなりません。

①	時間外又は休日の労働をさせる必要のある 具体的事由
②	業務の種類
③	労働者の数
④	1日及び1日を超える一定の期間(「1日を超え3箇月以内の期間」及び「1年間」) についての延長することができる時間又は労働させることができる休日
⑤	協定の 有効期間 (労働協約による場合を除く。)



配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し②

今回は、配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額がどのように決まることになるのかを紹介します。

配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正（平成30年から適用）

- ① 配偶者控除の控除額が改正されたほか、**居住者（給与所得者）の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができないこととされました**（改正前：居住者（給与所得者）の合計所得金額の制限無）。
- ② 配偶者特別控除の控除額が改正されたほか、**対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされました**（改正前：38万円超76万円未満）。

◆ 改正後の配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額〔国税庁資料〕 ◆

		居住者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の居住者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円超 1,500,000円以下
	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円	1,500,000円超 1,550,000円以下
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
	123万円超	0円	0円	0円	2,015,999円超

(注) 合計所得金額が1,000万円を超える居住者は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。



番外

厚生年金保険料が9月分(10月納付分)から引き上がります

厚生年金保険の保険料率が、今までの18.182%から0.118%引き上げられ、「**18.3%**」となります。

この保険料率は「**平成29年9月分(10月納付分)から**」の保険料を計算する際の基礎となります(健康保険の保険料率については、同月からの改定はありません)。

お仕事 カレンダー 9月

- | | |
|------|---|
| 9/10 | <ul style="list-style-type: none"> ●一括有期事業開始届の提出(建設業)
主な対象事業:概算保険料160万円未満かつ請負金額が1億8,000万円未満の工事 ●8月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付 |
| 9/30 | <ul style="list-style-type: none"> ●8月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ●7月決算法人の確定申告・翌年1月決算法人の中間申告 ●10月・翌年1月・4月決算法人の消費税の中間申告 |

◆あつがき◆ ここ数日はちょっぴり涼しいですが、このまま夏が終了するとも思えませんよね…。月半ばには夏明けの最初のゴルフコンペが有ります。その時どの程度の暑さか、見もの・聞き物です!?